公益財団法人日本ICTテレコムユーザー協会 富良野地区協会会則

公益財団法人日本ICTテレコムユーザー協会定款第５８条及び会員組織に関する規程第４条第４項に基づき、富良野地区協会会則を次のとおり定める。

第１章 総　　則

（名称）

第１条　この会は、公益財団法人日本ICTテレコムユーザー協会富良野地区協会（以下「地区協会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　この会は、事務所を札幌市内に置く。

（組織）

第３条　この会は、原則としてこの会の事業区域（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）における会員をもって組織する。

2.　この会の、統合、廃止及び名称は、地区協会総会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。

（目的）

第４条　この会は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第５条　この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

（１）テレコミュニケーション能力の向上を図る事業

（２）情報通信技術・サービスの活用を推進する事業

（３）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章 会　　員

（会員の構成）

第６条　この会の会員は、公益財団法人日本ICTテレコムユーザー協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

（会費）

第７条　会員は別に定める基準により会費を納入するものとする。

（入会及び退会）

第８条 この会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

2.　この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

第３章 地区協会の運営

（地区協会の運営方針）

第９条 この会は、目的及び事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

（役職と選任）
第１０条　この会に、次の役職を置く。
（１）地区協会理事　　若干名
（２）地区協会監事　　２名

2.　地区協会理事のうち１名を地区協会会長、２名を地区協会副会長とする。

3.　地区協会理事及び地区協会監事（以下「地区協会理事等」という。）は、地区協会理事会において選任する。

（地区協会会長及び地区協会副会長の選任）
第１１条　地区協会会長及び地区協会副会長は、地区協会理事会において選任する。
（地区協会理事等の職務）
第１２条　地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

2.　副会長は会長を補佐する。

3.　地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

4.　地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

（地区協会理事等の任期）
第１３条　地区協会理事等の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2.　補欠による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3.　地区協会理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

（地区協会理事等の解任）
第１４条　地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会理事会の議決により、解任することができる。
（地区協会顧問）
第１５条 この会に、地区協会顧問を置くことができる。

2.　地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。

3.　地区協会顧問は、次の職務を行う。

（１）地区協会会長の相談に応じること
（２）地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること

第４章 会　　議

（種別）
第１６条 この会に、地区協会総会及び地区協会理事会を置く。
（地区協会総会の構成及び機能）
第１７条　地区協会総会は、以下のとおりとする。

2.　地区協会総会は、会員をもって構成する。

3.　地区協会総会は、地区協会組織等に関する重要事項を議決する。

4. 総会は会長が必要と認めたときこれを招集する。

（地区協会総会の定足数及び議決）

第１８条 地区協会総会は、地区協会会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2. 地区協会総会の議長は、地区協会会長とする。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事のなかから互選された者がこれにあたる。

3. 地区協会総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって行う。

4. やむを得ない理由のため、地区協会総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決、又は、地区協会総会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。

5. 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

6. 第４項の規定による表決を行った者は出席とみなす。

7. 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、会員の賛否を徴し、地区協会総会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した会員の数をもって出席者とみなす。

（地区協会監事の地区協会総会出席）

第１９条 地区協会監事は地区協会総会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

（議事録）

第２０条 地区協会総会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

（地区協会理事会の構成及び機能）

第２１条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。

2. 地区協会理事会は、次の事項を議決する。

（１）この会則で地区協会総会の議決事項とされている事項

（２）この会則で地区協会理事会の議決事項とされている事項

（３）その他地区協会の運営に関する重要事項

3. 地区協会理事会は、次の事項について、本部・支部の経営の基本方針の範囲内で、以下を議決することができる。

（１）事業計画及び予算

（２）事業報告及び決算

（３）その他地区協会の事業活動に関する重要事項

4. 地区協会理事会は地区協会会長が必要と認めたときこれを招集する。

（地区協会理事会の定足数及び議決）

第２２条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2. 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれにあたる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事のなかから互選された者がこれにあたる。

3. 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。

4. やむを得ない理由のため、地区協会理事会に出席できない地区協会理事はあらかじめ通

知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。

5. 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

6. 第４項の規定による表決を行った者は出席とみなす。

7. 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

（地区協会監事の地区協会理事会出席）

第２３条　地区協会監事は地区協会理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

（議事録）

第２４条　地区協会理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

第５章 地区協会の会計

（会計）

第２５条　この会の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

2. この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第６章 地区協会事務局

（地区協会事務局）

第２６条　この会の事務を処理するため地区協会事務局を置き次の職員を配置する。

（１）地区協会事務局長 １ 名

（２）事務職員 若干名

2. 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。

3. 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

第７章 地区協会会則の変更

（地区協会会則の変更）

第２７条　この会則は、定款、規程等の範囲内において、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

会費規定

第１条　会費は、年度額５，０００円とし、年度当初に納入する。

第２条 年度途中に入会した会員は、その年度の会費を納入する。

第３条 年度途中に退会する会員は、その年度の会費を納入する。

2. 年度途中に退会した会員において、すでに納入した会費は返還しない。

第４条　臨時に経費を必要とするときは、その都度地区協会理事会の議決を経て決定することができる。

付 則

1. この会則は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の設立の日から施行する。
2. この会則の改正は、２０１５年６月 １８ 日から施行する。
3. この会則の変更（定款の変更に伴う協会名の変更）は、２０２６年７月１日から施行する。

改 定

２０２４年7月１０日　地区協会運営方法見直しに伴う改定（２０２４総会にて承認）

２０２６年7月1日　定款の変更に伴う協会名変更（公益財団法人日本ICTテレコムユーザー協会へ変更）